

## 他県の先行事例における県民税超過課税導入時の個人・法人の負担割合

- 1 平成18年度以前（三位一体改革による所得税から住民税への税源移譲実施前）に創設した県  
→ 富山県、滋賀県、兵庫県、愛媛県、福岡県 ほか

## 【個人・法人の負担割合の基本的考え方】

所得割、法人税割を含めた県民税全体の既存の税収額を対象に、個人分、法人分の税収割合を対比。

そのうえで、当該税収対比をもとに、均等割超過課税で新たに求めようとしている税収をあん分し、個々の個人分、法人分の超過税率を算定。

## （福岡県の例）

所得割、法人税割を含めた県民税全体の税収対比
→ 個人 : 法人 ≒ 10 : 3
均等割超過課税で新たに求めようとしている税収
→ 13億円
個人、法人への税収規模の割当
→ 個人 10億円、法人 3億円
個人、法人の個々の超過税率
→ 個人 500円、法人 規模別均等割額の5%（1,000円～40,000円）

## 【この方法による場合の問題点】

- ・ 国、地方間の税源配分にあたっては、偏在性緩和の観点から、より偏在性の高い法人所得課税は、国や県に多く配分され、より偏在性の低い個人所得課税は、市町村に多く配分されている。したがって、県や市における個人と法人の税収割合は、必ずしもあるべき個人、法人の負担割合となっていない。
  - ・ 国、地方間等で税源移譲が行われた場合、個人、法人の税収割合に大きな変更が生じる。
- 2 平成19年度以後（三位一体改革による所得税から住民税への税源移譲実施後）に創設した県  
→ 秋田県、長野県、愛知県 ほか

## 【負担割合の基本的な考え方】

税源移譲により個人県民税の税収規模が倍増し、平成18年度以前に創設した県と同じ考え方では、負担割合が異なってしまうこととなったため、税収規模による対比ではなく、「先行実施県の税率設定を参考にした税率設定」を採用。

（参考）平成18年度以前に創設した県と同じ考え方を採用した場合の本市の状況

所得割、法人税割を含めた市民税全体の税収対比  
→ 個人 : 法人 ≒ 4 : 1

## ＜第6回税制研究会の意見状況＞

- ・ 個人、法人の区別なく、負担増加率を同率とすることが考えられる。
- ・ 個人、法人のバランスを考慮していく必要がある。